

◇ 個人住民税改正の概要 ◇

「地方税法等の一部を改正する法律」に基づき昭和55年度村県民税の所得控除等が次のとおり改正されました。

Table with columns: 区 分, 改正後, 改正前, 備 考. Lists various tax categories like 基礎控除, 障害者控除, etc., and their corresponding amounts.

Table with columns: 区 分, 改正後, 改正前, 備 考. Lists 均等割の税率 (Equalization Rate) for 村民税 and 県民税.

◇所得割の税率 所得割の税率については、課税最低限の引き上げに対処するため、税率適用区分が変更されました。なお、改正点等についての詳しいことは税務課までお尋ねください。

住宅資金のご案内

新潟県中小企業従業者住宅資金貸付を下記のとおり実施しますので借入希望者は新潟労政事務所へお問い合わせ下さい。

記

- 1.利用できる人 県内の中小企業に雇用されている勤労者で、自分で住むための住宅を新築、改築、増築又は購入する人。
2.貸付金額 10万円単位で30万から300万円まで
3.利 率 年7パーセント（金融情勢により変更することがあります。）
4.償還方法 10年以内の元金均等月賦償還。ただし希望者にはボーナス時増額返済を認めます。
5.申込受付期間 昭和55年4月21日から10月31日（期間内でも資金わくを超えた場合は受付を打ち切ります。）
6.申込方法 借入申込書三部を取扱金融機関の窓口へ提出して下さい。（申込書は取扱金融機関、県労政課、労政事務所、支所にあります。）
新潟県労政事務所
新潟市川岸町3丁目18の1
新潟地区合同庁舎3階
TEL31-8171・31-8172

「妙有院」用務員の募集

- 巻町、岩室村葬祭施設組合では、次のとおり職員を募集します。
○採用予定職種 職種 妙有院用務員
○資格 昭10年から昭35年までに生れた者
○性別 男子
○採用予定人員 1名
○試験方法 作文、面接試験
○試験期日 5月下旬の予定ですが、必要事項は後日本人に通知します。
○申込み 5月20日までに、履歴書に身上書、写真（たて4cmよこ3cm胸上脱帽）3枚を添えて岩室村民福社課へ。くわしくは巻町役場内、巻町・岩室村葬祭施設組合事務局へお問い合わせを。



安全に乗っていますか

「体に合った自転車に乗ろう」
自転車は自分の体に合っているかどうかを見定める目安としては、①サドルにまたがったときに、両足先が地面につき、②しかもハンドルを握ると、土体が軽く前に傾くこと、などがポイントです。



「点検整備を」
ブレーキが正常に働く

め自転車を選ぶのは事故を招くことになりませんか、やめましょう。
か、反射器が汚れていないか、ベルは鳴るか、ライトはつくかなど、日ごろの点検を怠らないようにしよう。とくにブレーキとライトの故障は事故につながることも多いので、入念に整備しましょう。

「一時停止で安全を確認」
自転車は小回りがきくせいか、曲がり角などでも一時停止を怠りがちですが、狭い路地などからの急な飛び出しが一番危険です。

「自転車横断帯を利用しよう」
昭和五十三年十二月の「道路交通法の一部を改正する法律」の施行に伴い、交通差点には自転車専用の横断帯が近くにあるときは、必ず利用しよう。

「安全を確認」
自転車の横断帯が危険な交差点には、「自転車進入禁止」の標識がつけられているところでは、いったん歩道に上がり、自転車横断帯を通りましょう。

「自転車横断帯」
標識のある場所ほとよ、広い道路に出るときや、踏切など危ないと思われ場所では必ず一時停止をしましょう。

和納団地

分譲のお知らせ

新潟県住宅供給公社では和納団地の分譲住宅、分譲宅地の募集をしています。
ご希望の方は、役場総務課まで相談においでください。分譲要領は次のとおりです。
五月一日～十五日
・募集期間
（一般分譲住宅）
分譲価格から公庫融資および公社立替金（ただし希望者のみ）を差し引いた残額（自己資金）を一年の期間中三～四回に分けて積立てして、期間満了後六ヶ月以内に土地、住宅を引渡す方法です。
（宅地分譲）
土地譲渡代金は原則として一括納入していただきます。公社立替金三百万円までの融資制度があります。申し込み資格は二年以内に住宅を建設可能な方に限られます。
募集戸数 三〇戸
一般分譲住宅 三十三戸
宅地分譲 十一区画
申込み場所 岩室村役場総務課
TEL〇二五六八
（四）一一一
その他 詳しいパンフレットは役場総務課にあります。

数々の善意

ありがとうございます

◎橋本の藤村勇さんから父しました。
一作（三月十九日役）のご冥福を祈られて、金三万円のご寄附がありました。
◎和納六区の玉木良子さんから社会福祉のために、拾得報労金五百円也のご寄附がありました。

赤十字運動にご協力を！

奉仕団体である日本赤十字社は、災害救護、血液事業の実施や救急法、水上安全法、家庭看護法の普及など人命の尊重と世界平和に貢献することを使命として活動しています。
この赤十字事業のほとんどは、社員による年三百円のご協力をお願いします。

身体障害者の方へ

「青い鳥はがき」を贈呈

郵政省は、身体障害者福祉強調運動にちなんで、特別な意匠（青い鳥）の郵便はがきを発行し発売しています。
このはがきを満六十才以上の重度身体障害者（一級、二級）手帳をお持ちの方に、申し出により一人二十枚贈呈いたします。
ご希望の方は、身障者手帳、印かんを持参のうえ、今年三月三十一日までに郵便局へお申し出ください。

昭和55年度保育料徴収基準が決まりました

児童福祉法の規定に基づき、保護者から負担していただく昭和55年度分の保育料の徴収基準が、下記のとおり決まりました。

◇中央保育園・和納保育園・和納第二保育園・間瀬保育園

(1) 徴収基準額表

Table with columns: 階層区分, 定 義, 徴収基準額 (月額), 3才以上児, 3才未満児. Lists various income levels and corresponding fees for different tiers (A, B, C, D).

(2) 固定資産税額による階層繰上げ認定基準表

Table with columns: 徴収基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分, 繰上認定する階層. Lists fixed asset tax thresholds for tier upgrades (C2, C3, D1, D2).

(3) 減額徴収基準表

C1～D2階層に限り、同一世帯に2人以上入園児童がいる場合は、2人目の児童分から徴収金額を半額とする